資料２

内閣府独立行政法人評価委員会
宇宙航空研究開発機構分科会
（JAXA分科会）
の設置について

平　成　２　４　年　９　月
内　閣　府　宇　宙　戦　略　室

目次

１．内閣府設置法等の一部を改正する法律の概要

２．宇宙開発利用の戦略的な推進体制

３．内閣府独立行政法人評価委員会令改正のポイント

４．JAXA分科会の審議事項

５．JAXA分科会の評価の視点

1. 内閣府設置法等の一部を改正する法律の概要

改正のポイント

◆ 宇宙基本法（平成20年5月）の考え方に基づき、内閣府に宇宙政策の司令塔機能と準天頂衛星システムの開発・整備・運用等の施策の実施機能を担当する体制を整備するなど、宇宙開発利用の戦略的な推進体制を構築

◆ 各省の副大臣及び大臣政務官を内閣府の副大臣及び大臣政務官に兼職できるようにする

【主な改正事項】

①宇宙の開発及び利用の戦略的な推進を図るための措置

1. 内閣府の所掌事務の追加

- 宇宙開発利用の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する企画及び立案並びに総合調整
- 宇宙開発利用に関する関係行政機関の事務の調整
- 多様な分野において公共の用又は公用に供される人工衛星等（実用準天頂衛星システム等）の整備及び管理
- 宇宙開発利用の推進（他省の所掌に属するものを除く。）　等

2. 内閣府における宇宙政策委員会の設置

- 宇宙開発利用に係る政策に関する重要事項、関係行政機関の宇宙開発利用に関する経費の見積りの方針に関する重要事項等の調査審議　等
- 内閣総理大臣又は関係各大臣に対する意見、勧告

3. （独）宇宙航空研究開発機構（JAXA）の見直し（政府全体の宇宙開発利用を技術で支える中核的な実施機関として位置付ける）

（1）JAXAの目的規定における平和利用に関する記述を宇宙基本法と整合的なものとする。
（2）JAXAの中期目標の策定に当たっては、宇宙基本計画に基づくこととする。
（3）JAXAの業務として、人工衛星等の開発、打上げ、運用等の業務に関し、民間事業者の求めに応じて援助及び助言を行うことを追加する。
（4）主務大臣として以下の大臣を追加する。
　・内閣総理大臣（人工衛星等の開発等の業務（宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く）であって宇宙の利用の推進に係る部分）
　・経済産業大臣（3.（3）に係る部分）
（5）政令により、個別プロジェクトに応じ主務大臣を追加する仕組みを導入する。
（6）主務大臣は、関係行政機関の要請を受けて、我が国の国際協力の推進若しくは国際的な平和及び安全の維持のため特に必要があると認めるとき又は緊急の必要があると認めるときは、JAXAに対し、必要な措置をとることを求めることができるものとする。　等

4. 文部科学省の宇宙開発委員会の廃止

②副大臣・政務官の兼職

内閣府に、各省の副大臣又は大臣政務官の職を占める者をもって充てられる副大臣又は大臣政務官を置くことができることとする。

2. 宇宙開発利用の戦略的な推進体制

宇宙開発戦略本部
・基本計画の作成、基本的な方針等の決定

本部に関する事務

内閣官房宇宙開発戦略本部事務局
・本部に関する事務（総合調整、庶務等）

宇宙開発戦略本部に関する事務の一次的な調整

専門調査会 → 廃止

新設

内閣府宇宙戦略室

【内閣補助事務】・宇宙開発利用の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する企画及び立案並びに総合調整

【分担管理事務】・宇宙開発利用に関する関係行政機関の事務の調整に関すること
・宇宙開発利用の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）
・多様な分野において公共の用又は公用に供される人工衛星等（人工衛星及び人工衛星に搭載される設備をいう。）で政令で定めるもの及びその運用に必要な施設又は設備の整備及び管理に関すること（実用準天頂衛星システムなど）
・その他宇宙開発利用に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）

宇宙政策委員会
・内閣総理大臣の諮問に基づく宇宙開発利用に係る政策に関する重要事項、関係行政機関の宇宙開発利用に関する経費の見積りの方針に関する重要事項等の調査審議　等
・委員（非常勤）7名以内で構成

※文部科学省の宇宙開発委員会は廃止

内閣府独立行政法人評価委員会 宇宙航空研究開発機構分科会
・中期目標の作成、中期計画の認可
・年度業績評価　等

勧告、意見

調整

評価

各省
・個別事業の企画立案、実施

文部科学省　総務省　経済産業省

政令共管（個別事業を行わせる場合）【追加】

主務省・主務大臣

主務大臣

主務大臣【追加】

主務大臣【追加】

（独）宇宙航空研究開発機構
・目的規定の改正（宇宙基本法第二条の宇宙の平和的利用の基本理念にのっとることを明記）
・人工衛星等の開発、打上げ、運用等の業務に関し、民間事業者の求めに応じて援助及び助言を行う業務を追加
・主務大臣に内閣総理大臣を追加（人工衛星等の開発等の業務（宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く）であって宇宙の利用の推進に係る部分）
・主務大臣に経済産業大臣を追加（新たに追加した上記業務に係る部分）
・政令により主務大臣を追加する仕組みの導入（政令で定める個別の人工衛星等の開発プロジェクト等に係る部分）

３．内閣府独立行政法人評価委員会令改正のポイント

- 改正JAXA法において内閣総理大臣は、
  - JAXAの行う「人工衛星等の開発、打上げ、運用等の業務（宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く）であって宇宙の利用の推進に関するもの」
  - それらに関する「民間事業者の求めに応じて行う援助及び助言」

  についての主務大臣となった。（参考１）
- このため、内閣府としてJAXA業務を評価するため、内閣府独立行政法人評価委員会令を改正し、新たに「宇宙航空研究開発機構分科会」（以下、「JAXA分科会」という）を追加した。（参考２）
- １２人であった評価委員会の委員の上限を１３人に増員し、委員会に臨時委員及び専門委員を置くことを可能とした。（参考２、３）

４．JAXA分科会の審議事項

- 各事業年度に係る業務の実績に関する評価
- 中期目標期間終了時における見直しの方向性について主務大臣への意見
- 中期目標の策定（変更）に際しての主務大臣への意見
- 中期計画の主務大臣による認可に際しての意見
- 中期目標に係る業務の実績に関する評価

５. JAXA分科会の評価の視点

JAXA分科会では、以下のような視点から評価を行うことが考えられる。

- 宇宙の利用の拡大を図る観点からJAXAの行う衛星開発等が広く利用者のニーズに応えるものとなっているか。
- 同様の観点からJAXAが衛星開発等を行うに際して、利用者のニーズを捉える取組みがなされているか。
- 同様の観点からJAXAが衛星開発等を行うに際して、新たな利用者を開拓する取組みがなされているか。
- 民間事業者への援助及び助言が、日本の宇宙産業の国際競争力強化、産業の発展等に資するよう、適切なものになっているか。

独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（抜粋）

参考1

（業務の範囲等）

第十八条　機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　大学との共同その他の方法による宇宙科学に関する学術研究を行うこと。

二　宇宙科学技術及び航空科学技術に関する基礎研究並びに宇宙及び航空に関する基盤的研究開発を行うこと。

三　人工衛星等の開発並びにこれに必要な施設及び設備の開発を行うこと。

四　人工衛星等の打上げ、追跡及び運用並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発を行うこと。

五　前各号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。

六　第三号及び第四号に掲げる業務に関し、**民間事業者の求めに応じて援助及び助言を行うこと。**

七　機構の施設及び設備を学術研究、科学技術に関する研究開発並びに宇宙の開発及び利用を行う者の利用に供すること。

八　宇宙科学並びに宇宙科学技術及び航空科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。

九　大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。

十　前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

（主務大臣等）

第二十六条　機構に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

五　第十八条第一項に規定する業務のうち同項第三号及び第四号に掲げるもの（宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。）であって**宇宙の利用の推進に関するもの**並びにこれらに関連する同項第五号及び第七号に掲げるもの（第七号に規定するものを除き、これらに附帯する業務を含む。）に関する事項については、文部科学大臣、**内閣総理大臣**及び総務大臣

六　第十八条第一項に規定する業務のうち同項第三号及び第四号に掲げるもの（宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。）であって政令で定める人工衛星等又は施設若しくは設備に関するもの並びにこれらに関連する同項第五号及び第七号に掲げるもの（次号に規定するものを除き、これらに附帯する業務を含む。）に関する事項については、文部科学大臣、総務大臣及び政令で定める大臣

七　第十八条第一項に規定する業務のうち同項第三号及び第四号に掲げるもの（宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。）であって前号の政令で定める人工衛星等又は施設若しくは設備に関するもの（**宇宙の利用の推進に関するものに限る。**）並びにこれらに関連する同項第五号及び第七号に掲げるもの（これらに附帯する業務を含む。）に関する事項については、文部科学大臣、**内閣総理大臣**、総務大臣及び前号の政令で定める大臣

八　第十八条第一項に規定する業務のうち同項第六号に掲げるもの（これに附帯する業務を含む。）に関する事項については、文部科学大臣、**内閣総理大臣**、総務大臣及び経済産業大臣

内閣府独立行政法人評価委員会令（平成12年政令第317号）

参考2

（組織）
第1条　内閣府の独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）は、委員13人以内で組織する。
２　委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
３　委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）
第2条　委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
２　専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

（委員の任期等）
第3条　**委員の任期は、2年**とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員は、再任されることができる。
３　臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
４　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
５　委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（委員長）
第4条　委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
３　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

内閣府独立行政法人評価委員会令（平成12年政令第317号）

（分科会）

第5条　委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第12条第2項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる独立行政法人に係るものを処理することとする。

国立公文書館分科会	**宇宙航空研究開発機構分科会**	北方領土問題対策協会分科会	国民生活センター分科会
独立行政法人国立公文書館	**独立行政法人宇宙航空研究開発機構**	独立行政法人北方領土問題対策協会	独立行政法人国民生活センター

２　前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、内閣総理大臣が指名する。

３　分科会に**分科会長**を置き、**当該分科会に属する委員の互選により選任**する。

４　分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。

５　分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから**分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理**する。

６　委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

（議事）

第6条　委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

２　委員会の議事は、**委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し**、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

３　前2項の規定は、分科会の議事に準用する。

（資料の提出等の要求）

第7条　委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第8条　委員会の庶務は、内閣府大臣官房政策評価広報課において総括し、及び処理する。ただし、国立公文書館分科会に係るものについては大臣官房公文書管理課において、宇宙航空研究開発機構分科会に係るものについては内閣府本府に置かれる政策統括官において、北方領土問題対策協会分科会に係るものについては北方対策本部において、国民生活センター分科会に係るものについては消費者庁地方協力課において処理する。

（雑則）

第9条　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

参考３

内閣府独立行政法人評価委員会構成図

【本委員会】

委員長	山本　豊（やまもと　ゆたか）	京都大学大学院法学研究科教授
委員長代理	御厨　貴（みくりや　たかし）	東京大学名誉教授、放送大学教授
委員	石川　恵子（いしかわ　けいこ）	実践女子大学人間社会学部准教授
委員	伊集院　礼子（いじゅういん　れいこ）	ジャーナリスト
委員	上野　俊彦（うえの　としひこ）	上智大学外国語学部長
委員	遠藤　紘一（えんどう　こういち）	ﾘｺｰｼﾞｬﾊﾟﾝ㈱代表取締役　会長執行役員
委員	大隈　暁子（おおくま　あきこ）	公認会計士
委員	大河内　美保（おおこうち　みほ）	主婦連合会副会長
委員	中野目　徹（なかのめ　とおる）	筑波大学大学院人文社会科学研究科教授
委員	長岡　美奈（ながおか　みな）	公認会計士
委員	沼尾　波子（ぬまお　なみこ）	日本大学経済学部教授
委員	野口　貴公美（のぐち　きくみ）	中央大学法学部教授
委員	平澤　泠（ひらさわ　りょう）	東京大学名誉教授
委員	薬師寺泰蔵（やくしじ　たいぞう）	慶應義塾大学名誉教授
委員	渡邉　光一（わたなべ　こういち）	国士舘大学大学院客員教授

【臨時委員】

臨時委員	関　淑子（せき　としこ）	付加価値技術研究所　代表
臨時委員	白坂　成功（しらさか　せいこう）	慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科准教授
臨時委員	山川　宏（やまかわ　ひろし）	京都大学生存圏研究所宇宙圏航行システム工学分野教授

【国立公文書館分科会】

分科会長	御厨　貴（みくりや　たかし）	東京大学名誉教授、放送大学教授

【沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会】

分科会長	平澤　泠（ひらさわ　りょう）	東京大学名誉教授

【宇宙航空研究開発機構分科会】

委員	御厨　貴（みくりや　たかし）	東京大学名誉教授、放送大学教授
委員	薬師寺泰蔵（やくしじ　たいぞう）	慶應義塾大学名誉教授
臨時委員	関　淑子（せき　としこ）	付加価値技術研究所　代表
臨時委員	白坂　成功（しらさか　せいこう）	慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科准教授
臨時委員	山川　宏（やまかわ　ひろし）	京都大学生存圏研究所宇宙圏航行システム工学分野教授

（分科会長は政令上、互選で選任される。）

【北方領土問題対策協会分科会】

分科会長	上野　俊彦（うえの　としひこ）	上智大学外国語学部長

【国民生活センター分科会】

分科会長	山本　豊（やまもと　ゆたか）	京都大学大学院法学研究科教授

参考4

内閣府独立行政法人評価委員会議事規則

（平成13年3月15日内閣府独立行政法人評価委員会決定、平成16年2月23日最終改正）

（総則）
第1条　内閣府独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）及び内閣府独立行政法人評価委員会令（平成12年政令第317号。以下「委員会令」という。）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

（招集）
第2条　委員会は、委員長が招集する。

（分科会での議決事項）
第3条　委員会は、分科会の議決をもって委員会の議決とする事項については、あらかじめ、その事項を議決することとする。

（議決の特例）
第4条　委員長は、やむを得ない事情により委員の過半数が一堂に会することが困難であり、かつ、緊急に委員会の議決を経る必要があると認めるときは、電話その他の方法により、議決を求めることができる。

（公開）
第5条　**委員会は、公開**とする。ただし、**委員長は、必要があると認めるときは、委員会に諮って、委員会を非公開とすることができる**。

（議事録）
第6条　委員長は、議事の経過について、議事録を作成して委員会に報告するものとする。
２　議事録は、公開とする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、委員会に諮って、議事録を非公開とすることができる。
３　会議の資料については、審議の途中にあるものその他公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある等相当の理由があると委員長が認めるものを除き、公開するものとする。

（分科会）
第7条　分科会の議事については、**第1条及び第2条並びに第4条から前条までの規定を準用**する。この場合において、これらの規定中「**委員会**」**とあるのは「分科会**」と、「**委員長**」**とあるのは「分科会長**」**と、「委員**」**とあるのは「分科会に属する委員**」と読み替えるものとする。
２　分科会長は、分科会の議事について委員会に報告するものとする。
３　前項に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

（委任規定）
第8条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

内閣府独立行政法人評価委員会及びJAXA分科会の審議予定

参考5

- JAXAの新たな中期目標の策定に関する審議予定は、右のとおり。（第47回内閣府独立行政法人評価委員会（平成24年8月27日）資料より）

- 臨時委員も議事に関係のある場合は評価委員会に参加できる。

- **<u>JAXA分科会の今後の予定</u>**
  - 第1回　9月27日。
  - 必要に応じて10－12月に第2回を開催予定。
  - また、平成25年1－3月に中期目標及び中期計画の審議のため、2－3回開催予定。

年・月	評価委員会	分科会				
		国立公文書館	沖縄科学技術研究基盤整備機構	北方領土問題対策協会	国民生活センター	宇宙航空研究開発機構
			（機構の解散日） H23.11.1			H24.7.12 宇宙航空研究開発機構分科会 設置
24年 7月		7月25日(水) ◎ 23年度業務実績のヒアリング （法人からヒアリングを受け、評価及びコメントを提出）	7月4日(水) ◎ 業績勘案率の審議	7月17日(火) ◎ 23年度業務実績のヒアリング ◎ 中期目標期間終了時の仮評価ヒアリング （法人からヒアリングを受け、評価及びコメントを提出）	7月24日(火) ◎ 23年度業務実績のヒアリング ◎ 中期目標期間終了時の仮評価ヒアリング （法人からヒアリングを受け、評価及びコメントを提出）	
8月	◎ *各分科会から業務実績評価の報告* ◎ 北方 中期目標期間終了時の仮評価（決定） 中期目標終了時の組織・業務見直し当初案（決定） 不要財産の国庫納付 ◎ 国セン 中期目標期間終了時の仮評価（決定） 中期目標終了時の組織・業務見直し当初案（決定） ◎ 国立公文書館 不要財産の国庫納付 *（各分科会長から報告。質疑応答）* 総務省政独委へ見直し当初案を通知	8月22日(水) ◎ 不要財産の国庫納付 ◎ 23年度業務実績 評価 （法人から確認等を行い、評価を決定）		8月21日(火) ◎ 23年度業務実績 評価 ◎ 中期目標期間終了時の仮評価 ◎ 中期目標終了時の組織・業務見直し当初案 （法人から確認等を行い、評価を決定）	8月10日(金) ◎ 23年度業務実績 評価 ◎ 中期目標期間終了時の仮評価 ◎ 中期目標終了時の組織・業務見直し当初案 （法人から確認等を行い、評価を決定）	
9月 10月			◎ 10/31 沖縄機構分科会解散			
11月 12月	◎ 各法人から次年度概算要求状況聴取 ◎ 各法人から上半期業務執行状況聴取 （各法人から対応状況報告。質疑応答）					
25年 1月						
2月 3月	◎ 北方　新中期目標案 ◎ 国セン　新中期目標案 ◎ 宇宙　新中期目標案 ◎ 北方　新中期計画案（決定） ◎ 北方　中期目標期間終了時の取組 ◎ 国セン　新中期計画案（決定） ◎ 国セン　中期目標期間終了時の取組 ◎ 宇宙　新中期計画案（決定）	◎ 評価基準等　見直し		◎ 評価基準等　見直し ◎ 新中期目標案	◎ 評価基準等　見直し ◎ 新中期目標案	◎ 新中期目標案
中期目標期間		第3期 H22.4.1～H27.3.31	第2期 H21.4.1～H23.10.31	第2期 H20.4.1～H25.3.31	第2期 H20.4.1～H25.3.31	第2期 H20.4.1～H25.3.31